

ユキマサ君の相続事件簿

日本行政書士会
連合会公式
キャラクター
ユキマサくん



第4話

『水戸家の相続～相続人に未成年者がいる場合～』の巻

ネコ界の行政書士を目指すネコのユキマサ君は、飼い主である行政書士のくらしまもる先生の事務所で、さまざまな相続案件に出会います。

この物語を通じて、相続の実践的な相談事例・法令知識や、相続に関する手続きなどを一緒に整理していきましょう。

※第1話～第3話については、茨城県行政書士会HPの「行政いばらき」バックナンバーでご覧になれます。

新型コロナウイルスの流行で、しばらく家に閉じこもりがちだったユキマサ君は、初夏の日差しの中、久しぶりのご近所パトロールをしながら、ふと、コロナ以前の、ある相続案件を思い出していました。そう言えば、こんな爽やかな日、ある男性が、行政書士くらし事務所へ相談に訪れたのでした。

相 = 相談者 **行** = 行政書士

相 水戸光明と申します。養母が他界しましたので、相続手続きをしなければならなのですが……。戸籍、除籍謄本というのですかね、自分で取ったものがありますので、見てもらえますか？これが、亡くなった養母の戸籍です。

水戸さんはそういつて戸籍を机に広げ、とある箇所を指で示したので、ユキマサ君がくらし行政書士と一緒に、その記載を見てみると、『水戸 ツ子』と書いてあります。何と読むのかなと、ユキマサ君が首をひねっていると……。くらし行政書士は、その氏名を眺め、にっこりして、

行 『ツ子』と書いて、『つね』さんと読むのですよね、子はネズミ年のネと同じ読みで。

相 そうです。

行 亡きお養母さんには、3人の養子がいるのですね。

まず、水戸カネ子さんと養子縁組をして、次に、水戸光明さん、つまりあなたと縁組をし、さらに水戸レナさんとも養子縁組をしていますね。

相 はい、カネ子は、私の実母で、レナは、私の実子です。

実は、私の母カネ子と、水戸ツ子は年の離れた実の姉妹なのです。つまり、ツ子は、私にとって伯母であり、養母なのです。

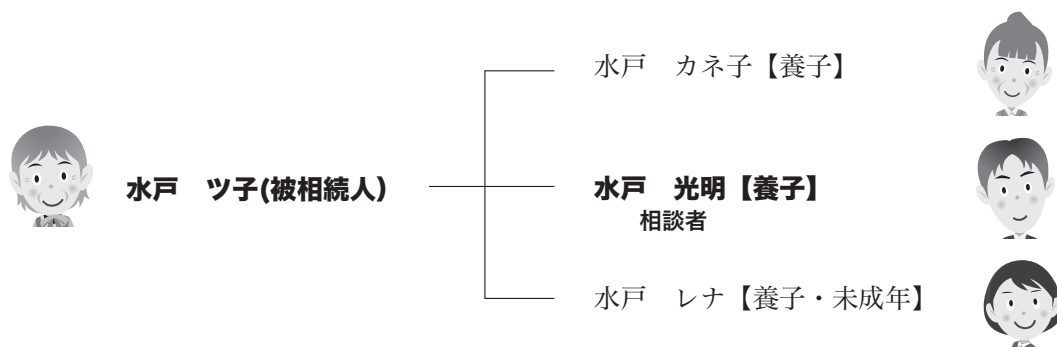
ツ子の夫が存命だった頃、子どもがなかったツ子夫妻は、年の離れた妹であるカネ子を養女にしました。後に、ツ子の夫が他界し、カネ子も歳を取ったため、私たちが、養子となってツ子の世話をし、看取りました。

水戸さんの話に耳を傾けつつ、くらし行政書士は、注意深く書類をチェックし……

行 ツ子さんの相続人は、養子3人で……。おや、レナさんは、17才ですね。未成年ですので、遺産分割協議には親権者が参加しなくてははいけません。しかし、今回、親権者であるあなたも、ツ子さんの相続人ですので、利害関係が対立することから、あなたは代理権の行使はできませんよ。

相 えっ、では誰が未成年のレナの代わりに分割協議に参加すればよいのですか？

被相続人 水戸 ツ子 相続関係説明図



水戸さんの質問に、くらし行政書士は答えました。

行

相続人の中に未成年者がいて、親権者も共同相続人となり利害が相反（利益相反）する場合、**家庭裁判所に特別代理人選任を申し立てて、特別代理人が未成年者の代わりに遺産分割協議に参加することで、相続手続ができますよ。**家庭裁判所で特別代理人選任申し立ての相談をしてみてください。

相

そうなのですね、わかりました。家庭裁判所に行ってみます。ちなみに、特別代理人に、くらし先生になっていただくことは可能ですか？

行

選任するのは裁判所ですが・・・候補者にさせていただくことは差し支えないですよ。

後日、裁判所から連絡や書面のやりとりがあり、裁判所の審判を経て特別代理人にくらし行政書士が選任され、未成年のレナさんの代わりに遺産分割協議に参加し、遺産分割協議書が作成され手続が完了したのでした。

そして後日・・・事務所に届いたエアメールを読んだくらし行政書士は、ユキマサ君に向かって、こう話しかけました。

「なんと、水戸さんたちは三世代で豪華客船世界一周の旅に出かけたそうだよ。優雅だねえ・・・」

ユキマサ君は、当時を振り返り、しみじみと「コロナ以前は、いい時代だったなあ・・・。」と、思い出すことしきりでした。

※この物語はフィクションです。登場する個人名・団体名などはすべて架空のものです。

行政書士
くらしまもる
（「くらし事務所」
で働く行政書士。
独身。）



（文：石神 敦子）